
女性参政権と男女平等を規定した新憲法の制定過程

Susan J. Pharr

訳者：横田啓子

過去100年の歴史において、女性の権利に関する問題は、世界的に政策の論争点になってきた。どこの国でも、女性が選挙権を獲得したのは19世紀後半以降であり、100年もたっていない。女性に利益を与える法律や政策のほとんどは、男女平等という広く支持された自明の信念の確認としてではなく、むしろ激しい論争の末に採用されてきた。（略）

諸外国における女性の権利獲得の嵐のような歴史を思い起こすことは、1945年から52年にかけての連合軍支配時に、アメリカによって日本に導入された非常に革新的な法律と政策の分析を始めるのにふさわしい。女性の権利に関する連合軍の政策決定についてのこれまでの一般的な説明では、女性の権利をめぐる変化に十分意味のある分析をすることができなかった。これまでの分析のほとんどは、1945年当時の日本社会の現状に比べてその変化がどんなに急進的であったかに焦点を当てているが、¹これらの分析はどれも、それよりはるかに驚くべき事実—つまり、その改革が西洋社会の価値観に比べても進歩的であったという点についてはふれていない。30年前に米占領軍によって日本にもたらされた法律は、女性の平等と権利の法的保障においては、アメリカ連邦議会や州議会、あるいは多くのアメリカ人が今日なお自国でさえ検討中の問題を先取りしたと言える。

どのようにして、そしてなぜ占領軍が日本を、女性の権利に関して世界で最も急進的な実験の場にしようと選んだのかは複雑な問題である。それに対する答えとして広く受け入れられている説明によれば、これらの方策は、日本を戦争へと導いた軍国主義と、アメリカ人がファシズムの温床と考えた非民主的家族制度の改革のために、占領軍によってとられた大々的努力の一環であり、したがって、家族と社会における女性の地

スザン・ファーはハーバード大学政治学の教授で、エド温・ライシャワー・インスティチュートの所長である。本論文は、『Democratizing Japan: Allied Occupation』(Robert E. Ward and Sakamoto Yoshikazu, eds. University of Hawaii Press, 1987) 収録の "The Politics of Women's Rights" を著者および出版者の許可を得て邦訳したものである。

よこたけいこは、アムハースト大学のアジア言語文明学科の日本語専任講師であり、5大学東アジア研究センター日本文化顧問である。

位の改革は、日本社会の民主化という目標への第1歩であったとするものである。本論文の分析は、日本で起こったことについての一般的な説明に対して挑戦するものではないが、このような一般的な説明では不十分であると主張するものである。女性の権利の改革は、アメリカや他の民主的国家を含む世界中のほとんどの国で、非常に大規模な組織化された抵抗にあってきた。政策変更は、スウェーデンなど女性が最大限の権利を獲得した国ですら、広範な論争を経て達成されたのであるが、論争への参加者は、フェミニストであろうと反フェミニストであろうと、自分たちの立場が「非民主的である」とも「反民主的である」とも考えていなかったのである。² したがって、アメリカの民主主義に対する真剣な取り組みが、日本で女性の権利改革へのドアを自動的に開いたとか、実際に採用された特定の改革を命令したとかという解釈を信じる根拠はない。

アメリカが行った日本女性の権利をめぐる実験についての研究は、非常に少ない。女性の権利目標に関してアメリカの政策合意があったとする表向きより1歩踏み込んで、急進的な実験を生んだ占領軍の行政組織内部の政治機構を探求しようとした研究も、ほとんどない。同様に、改革賛成者として日本女性リーダーたちが果たした役割についても、改革に反対した日本の官僚についても、関心が払われていない。本稿は、まさにこのような点を明らかにするために、2つのテーマについて、急進的な実験が日本でどのように行われたか、どんな抵抗にあったのか、そして、なぜそれが究極的には成功したのかを分析する。

この分析において、日本女性の権利に関する方策が、占領本部の下級職にあったアメリカ人女性と、女性の権利のための諸政策を支持するために彼女たちと密接に働いた日本女性リーダーたちの中心的グループとの政策上の同盟関係によって推進されたことが明らかにされるであろう。この“解放のための同盟関係”は、諸改革の承認を得るために当たり2つの困難に直面した。1つは、彼女たちの諸提案に対する占領本部上級官僚からの反対であり、もう1つは、事実上すべての提案に対する日本人役人からの反対であった。日本側にも、アメリカ側にも、官僚組織の上部の意志決定レベルには、女性はいなかった。したがって、“女性の同盟関係”が推した法案は、男性の強固な抵抗の壁にしばしば直面した。最も急進的な改革案のいくつかは、このような反対にあって、葬られた。しかしながら、この女性政策同盟は、1940年代西洋社会の主流的思想に比べても非常に進歩的といえる一連の法案のすべてを推し進めることができたのだ。(略)

第1のケーススタディーは、占領の初期数カ月から、女性の平等保障が日本の戦後憲法の中にどのようにして挿入されたのか、そのステップの研究である。憲法におけるこの改革は、それに続くすべての変化の礎石となったものであり、最重要事項であった。第2の研究は、1947年に、労働省内に婦人少年局を設置するに至る展開である。

この改革は、急進的な実験の長期的成功にとって決定的に重要であった。なぜなら、占領終了後は、これが女性の獲得したものの監視機関となつたからである。政策決定過程の分析を超えて、より大きな課題として、なぜ急進的実験が日本で成功したか、という問題がある。女性の権利施策が、占領中、アメリカ軍と日本政府の支持を取りつけたのみならず、事実上この時期に施行された女性の権利措置のほとんどすべてが、現在にまで生き延びたのである。

女性の権利と「日本版 ERA」

日本と連合軍諸国との間の破局的戦争は1945年9月2日の降伏式によって公式に終結した。1カ月後、最初の米軍が東京に到着し、1952年の春まで続いた占領を開始した。公式には「連合軍」占領であったが、事実は連合軍総司令官ダグラス・マッカーサー将軍の指揮下にある米軍によるものであった。SCAP(Supreme Commander for the Allied Powers)の頭文字が直接に総司令官自身を表すだけでなく、日本の非軍事化と民主化を指導するために彼のもとに組織された、複雑な官僚組織を表すものとしても使用された。アメリカ人は占領初期の数カ月の間に、日本の法律体系を徹底的に検討し始めたが、この時、最も大胆なイニシアティブがアメリカによってとられた。この法改革案は、すべての段階で日本女性に新しい法的保障を与える施策を含んでいたが、注目に値するのは、女性の権利保障を、最高位の法である日本国憲法に明文化することを決定したことである。憲法草案はアメリカ人により起草され、占領の1年目が終わる前の1947年に、日本人によって承認された。これらの法的改革の初期の段階から始まって、日本女性の地位の向上を意図したすべての改革的措置が続いたのである。だから、この急進的な実験がどのように始まったのか論じようとする時に、この時期に焦点を当てるのは当然であろう。

女性に影響のある憲法改正案の核心は、次の2つの条文である。1つには、男女平等の保障を明確にする「日本版 ERA(Equal Rights Amendments)」とでも呼べそうな第14条で、2つには、第24条である。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(2) 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

1990年代のアメリカ人にとって、用語と意図において第14条とあまり変わらない

アメリカERA(合衆国憲法に男女平等規定を挿入するための改正案)をめぐっての論争を振り返ると、30年前に14条を含む日本国憲法が発布されたことは、非常に革新的に思える。³ アメリカで今でもまだ議論されているこの種の平等案は、ほとんどのヨーロッパ諸国の憲法ではすでに承認されている。第24条はさらに急進的である。なぜなら、女性の平等を公的な場を超えて、私的生活においてまで拡大しており、この点においては今日でさえ、世界中のほとんどの憲法よりも進んだものである。⁴ ソ連やポーランドなどの共産主義国の憲法において、結婚と家族生活における平等の保障を目的とする条項があるのみである。⁵

一体、何が1947年公布の日本国憲法に女性の権利条項を挿入する推進力となったのかを追跡することは、フェミニスト改革の舞台としての占領統治研究に適切である。これらの憲法の条文は、急進的な実験の好例であっただけではなく、占領の初期の数ヶ月のうちに決定されたので、どのようにこの実験が取り組まれたかを知る窓口になる。

(以下は訳者による要約)

ここで、著者は次の5つの仮説を立てている。

- (1) 米国務省あるいは対日占領政策担当機関が、戦争が終結する数年前から、日本のフェミニスト改革プランを作成していた。
- (2) 憲法草案作業の開始前に占領本部と接触のあった、日本人男女指導者や一般人のグループが、占領本部に女性の権利条文を憲法に含むように圧力をかけた。
- (3) 日本女性リーダーたちが、改革推進に重要な役割を果たした。
- (4) 連合軍総司令官ダグラス・マッカーサー将軍の命令による。
- (5) 占領本部が全体として意図した。

著者は以上のそれぞれの仮説について、指令や議事録、日本の様々なグループが提出した草案などの資料を検討するが、「憲法研究会」の案のみが女性に言及しているだけで、しかも女性参政権や男女平等にふれた改正案が全くなく、いずれも女性の権利に言及していなかった。日本女性リーダーたちも女性参政権獲得については占領本部や日本政府に対してロビー活動をしたもの、参政権を超えた旧憲法改正の運動はしなかった。また、マッカーサー自身、女性参政権を支持したが、彼の指令の中には憲法草案に女性の権利条項を導入することを指示したものはなく、急進的なフェミニスト実験における彼の指導的役割を立証するのは困難であった。さらに、占領本部全体には日本の虐げられた女性を助けるヒーローのような自画像があったが、女性問題に関する部署の資料を検討した結果、十分な証拠がなく、実証することができなかった。

結局、米国務省、日本の女性グループ、政党やその他の市民団体、マッカーサー将軍自身および占領本部のそれぞれが、日本での女性解放改革を可能にした環境作りに役を演じたと言える。もし国務省が改革に強硬な反対路線をとっていれば、また、もし占領本部に勤めていたアメリカ人が日本女性の地位の向上に関心がなかったならば、あるいは、もしマッカーサー自身が同情的でなかったならば、多分何の変化も起こっていない

なかっただろう。同様に、もし日本の女性リーダーたちが1920年代における女性参政権運動と1945年の秋に再び展開した運動を通して、女性の権利拡大のための法的施策を求める広範な支持層が存在することを占領本部に知らせていないければ、急進的な実験は決して始まらなかったかもしれない。しかしながら、憲法改革の努力がどのように始まったかは、これらの要因だけでは説明できない。

調査の結果、ついに占領本部に勤めていた1人の女性が、驚くべき一連の改革を起動させたことがわかった。憲法がどのような環境の下で起草されたかは、今ではおおよそ衆知のことである。1946年2月3日、マッカーサーと占領本部の幹部は、日本人が、彼らや本土のアメリカ人、あるいは極東委員会を満足させるに十分な民主的な憲法を作ろうとする意志がないのか、または作る能力がないのかもしれないという結論に達した。その結果、翌日には、占領本部の行政担当部局が召集され、日本のために民主的な憲法の新しいモデルを起草するように命令された。17人の男性と4人の女性、計21名のメンバーが主要な任に当たった。彼らは、それぞれ1~4人からなる9つの小委員会に分けられ、憲法の様々な部分を起草した。公民権に関する起草は2人の民間人、ハリー・エマーソン・ワイルズ(Harry Emerson Wildes)とビアタ・シロタ(Beate Sirota)と、1人の陸軍士官ピータ・ルースト中佐(Pieter R. Roest)に任せられ、公民権委員会が設置された。⁶

他の委員会と同様に、公民権委員会にも2つの鉄則が言い渡された。スケジュール厳守と起草活動の秘密厳守である。限られた時間内に任務を達成するために、まず仕事の分担が決められ、議論の結果、委員会の中でただ1人の女性であるビアタ・シロタが、女性の権利と学問の自由などに関する条文を担当することになった。⁷ ここで重要な問題は、女性の権利の条文を起草する考えが、公民権委員会に上部からの特別の指示として来たのか、あるいは委員会内部からの独自の改革案として提出されたのか、という点である。この問題はきわめて重要である。なぜなら、占領本部の急進的な実験が、上層部の政策—トップレベルでの議論の産物—なのか、それとも任に当たった下部レベルの小人数の政策決定者の価値観と政策方針によって始動したものなのか、を解き明かすものだからである。前述したような事前の状況、憲法作成のために急設立されたという政策決定組織の性質や、時間的制約など、入手可能な資料から、後者の結論が導き出せる—女性に有利な憲法改正の原動力になったのは、公民権委員会の3人のメンバーであり、女性関連の分野では、その中でも特に、ビアタ・シロタであった。

シロタは1923年にウィーンで生まれ、委員会の他の2人と共に日本の権利章典を書くよう求められた時は22歳であった。⁸ 占領軍の多くは1946年に初めて日本にやって来て、全く異なる環境に適応しようと苦労したのに比べて、彼女は特に有利な立場に

いた。彼女は日本育ちであった。5歳半からアメリカに移住した15歳まで、父親は東京音楽学校(後の東京芸術大)のピアノ部門の学部長であった。シロタは、日本語に堪能であったため、若年にもかかわらず占領本部で重要な地位を与えられていた。さらに重要なことには、彼女は、時代の動乱にもかかわらず、1930年代の日本に花開いた都市文化の中で、才能があり教育程度の高い若い女性を含む芸術・芸能家たちの世界に深くふれていた。シロタは、日本女性の生活を取り巻く状況についての様々な印象や信念を、自分の占領本部での仕事に生かした。日本に関する知識と語学力によって、彼女が軍隊組織の中の民間人女性として以上の権威を持っていったことは、疑う余地がない。

22歳の女性、シロタは、日本女性の社会的、政治的、経済的平等を保障する条文を準備するように委員会内で指名された。彼女の年齢と、論文に追われるアメリカの大学を卒業したばかりだったという事実から考えると、彼女がどうこの任務に着手したかは驚きではない。シロタは図書館に直行した。それも1つではなく、東京にあるいくつかの図書館に足を運び、ヨーロッパの女性に保障されている法規を、でき得る限り収集した。そのうち、ワイマール憲法とスカンディナビアン諸国の憲法と法律が最善のガイドラインを提供した。そして、彼女は占領軍本部のある第一ビルで、後に1947年に成立する日本国憲法の第3章「国民の権利と義務」を構成する部分の女性の権利に関する条項を起草し始めた。

彼女は、草案着手4日後の2月8日には、ほとんどの仕事を終えた。公民権委員会はその日までに草案の作成を終えており、憲法制定のための運営委員会と会合し、議論した。⁹ 女性の権利の問題に関して、占領本部内の論争点が現われ始めたのは、この時である。シロタと同僚が提示した社会福祉条項の多くは、この会議で批判された。運営委員会は、提示された条文について「価値はある」と言いながらも、その多くは「法令規定の問題であって、憲法の領域には属さない」と説明した。公民権委員会のメンバーは、「社会福祉条項は、現代のヨーロッパ諸国の憲法で承認されている」と反論した。この会議の議事録は、公民権委員会のメンバー全員が一致団結していたことを示している。ルーストは、日本女性の地位は低いから新しい憲法による全面的な擁護が必要なのだ、と論陣を張った。ワイルズは、日本政府が「これらの面で保障する」ことが決定的重要だと述べて、ルーストを支持した。この論争において、双方とも、この議論が、非常に急進的な変革についてであることを十分に理解していたようだ。運営委員会のミロ・ローウェル中佐(Milo F. Rowell)は、「法律が、新しい社会思想を押しつけることがあってはならない」と反対した。ワイルズは、公民権委員会の全員の深い使命感をもとに反駁した。「我々は、日本に社会的な革命をもたらす責任がある」と。¹⁰

最終的には、上層部の意見がある程度優勢になり、公民権委員会によって提出され

た条文は、縮小かつ簡素化された。シロタが起草した育児中の母親に対する保護条文など、社会福祉条項のいくつかは削除された。これは、運営委員会所属の民政局長コートニー・ウィットニー准将(Courtney Whitney)により、「社会法の末端条項」と見なされたからだ。¹¹ しかしながら、第24条とその関連条文の最終案は、進歩的かつ特筆に値する。第24条は、今日世界の多くの憲法と比べても、はるかに革新的である。

1946年3月、憲法草案が日本国民に提示された。草案上の女性の権利について、日本側からの反対については記録がほとんどないのは、その反対がいかに強く、執拗であったかを考えると不思議でさえある。1946年2月13日、アメリカ側が日本側に草案を検討のために提示した時点から、新憲法発布の同年11月3日までの間に、日本側は占領本部の提示した女性の権利条項の意図の弱体化、削除、および変更のための執拗な努力をした。¹² その標的是、家族生活における女性の平等を保障した第24条であった。それは、家庭での男の支配と女の従属の基礎を脅かすものと考えられたからだ。同条についての日本側の最初の修正案では、離婚と相続などすべての具体事項における女性の平等保障規定が削除された(2項からなる第24条の第2項の削除)。¹³ その後の修正案は、女性の権利保障法規の精神に対してより敵対的であり、第14条も第24条も攻撃的になった。第14条の修正案はもとの言葉を残しながらも、「身体的、精神的能力と社会的機能の違いを適正に配慮して」付け加えることによって、女性の平等の保障を消滅させた。¹⁴ この修正案では、第24条は修正されて第25条として提出されたが、採用されたならば、伝統的家族制度を是認するのみならず、既婚女性の自由と機会に大打撃を与える結果をもたらす次のようなものであった。

国家は、その憲法と権威によって、家族を社会の基本の単位と見なし、社会秩序のために必要な基礎として、また国民の福祉にとって不可欠のものとして保護する。婚姻は両性の自由な合意に基づく。配偶者の選択、財産権、相続権、住居の選択、離婚、その他の婚姻に関する事項は、婚姻制度を保護し、個人の権威と両性の本質的平等を保障するよう、法によって制定される。

女性の生活は家庭内にあるがゆえに、女性は、国家が公共の利益を達成するに当たり不可欠な支援を国家に与え、国家は、母親が経済上の理由から労働に携わり家庭内での義務を怠るに至ることのないよう保障することを努力する。¹⁵ (日本語訳は訳者による)

他の多くの修正案と共に日本政府によって提出された第14条と第24条の修正案は、1946年3月と4月に開かれた長時間の交渉時に、占領本部によって拒否された。アメリカ案の受け入れを日本に強制あるいは説得するために、アメリカが使用した力と方法については、これまでの研究において細部にわたり調査されている。実際、日本が提案した修正で最終案に残されたものはほとんどなかった。¹⁶ アメリカ側の手を離れた後は、第14条と第24条を含む「権利の章典」の部分は、日本政府と国会が承認した最終案にはほぼそのまま残った。1946年夏の国会における憲法審議では、第14条と第24条、

特に後者は再び抵抗にあった。例えば、「両性の本質的な平等」とは何を意味するのか、長い議論があった。メンバーがすべて男性からなる衆議院の帝国憲法修正小委員会では、男と女は基本的に不平等であり、憲法は平等より本質的違いを強調するように修正されるべきだと、多くのメンバーが反対した。ショーペンハウアーのような西洋学者を引用しながら、男性の優位について論陣が張られた。自由党の北畠吉は、女は性的な熱情に支配されているので、道徳的にも精神的にも男に劣っている、とすら主張した。¹⁷ しかしながら、結局、抵抗は失敗に終わった。そして、1947年の憲法は、女性の権利条項は完全な形のまま、1946年11月3日に発布された。

上述の過程において、日本女性が果たした役割を考えるのは重要である。それには、日本での政策決定過程を、3段階に区別する必要がある。まず第1は、占領本部で法律あるいは政策について同意に達した段階。第2は、占領本部と日本政府の間の非公開の会議で、法案をめぐっての議論がされた段階。第3は、法案が公表され、国会で正式に承認された段階である。この区分によって見ると、日本女性は、占領中の実際の政策決定過程では、ほとんど何の役割も果たしていない。ビアタ・シロタ自身、憲法草案の起草に取りかかる前に、女性の権利に関連して日本女性とは全く接触がなかったと語っている。¹⁸ それに続くシロタ案の修正には、日本側のいかなる関与もなく、占領本部内部でのみ行われた。第2段階の、占領本部の草案が日本側に提出され、一般に公表されるまでの3週間には、占領本部と日本側担当者の間で折衝が重ねられたが、この段階で私的団体からの情報注入は何もなかった。加藤シズエなどの当時の女性リーダーの中心的人物も憲法案が公表されるまで、全く関与しなかったと述べている。¹⁹

憲法承認の最終段階においてのみ、日本女性の影響があった。1946年4月10日に行われた戦後初の総選挙で、39人の女性が国會議員に選出された。すぐに女性議員のクラブが結成され、提出された憲法案を強く支持した。²⁰ 一方では、婦人有権者同盟から1946年3月結成の婦人民主クラブ、政党や組合婦人部に至るまでほとんどすべての主要な女性団体がこれを支持した。国会で憲法案が討議された時までには、日本の女性指導者は、憲法法文とそこに書かれた女性の権利保障に対して、大衆の支持を得ることに成功していた。

以上、占領時代にとられた女性の権利のための主要なイニシアティブの過程の枠組みについて、分析した。女性の権利のための改革の推進力となったものは、ビアタ・シロタのような占領軍に勤めていた少数の女性たちに、その軌跡をたどることができる。彼女たちのより急進的な提案は、前述のように、占領本部内の政策決定の上部レベルで拒否されることが多かったが、それにもかかわらず、最終的に承認された条文は当時においては非常に革新的なものであった。日本側の承認の獲得にも、一応は成功した。し

かし、それは後にも述べるように、長く険しい過程であり、改正案の運命は最後まで不確定であった。日本女性リーダーたちの活動は、憲法案が提出された後に、公的な場に出て、反対勢力に対抗して憲法案の利点を論じた点にあったと見てよいだろう。次に、日米の女性たちが、起草から施行に至るまでのすべての段階で、どのように合流し、女性の権利の改革を強く支持する下部組織を作ることができたか、分析したい。

日本官僚組織内に女性問題の本拠地を設置

(訳者要約) 1947年9月に新しく労働省が創立され、省内に女性の地位向上のために婦人少年局が設置された。ここで著者は、その設立過程における女性の役割と、占領本部、日本政府との政治的過程を分析しているが、紙幅の関係で省略。1946年8月に、女性1人を含む12人の諮問委員会が労働省内に婦人局を設置することを提案した書類は、占領本部の政策として承認された。これに対して、民政部長特別補佐官のアルフレッド・ハッシー(Alfred R. Hussey, Jr.)が1946年8月17日付でこれに反対するハッシー・メモを提出している。

この頃までに占領本部の下部レベルにあって、女性の権利施策を支持する一握りの中心的職員の存在が次第に明らかになってきた。1946年2月にビアタ・シロタが憲法改正過程に貢献した時点では、起草委員会の同僚の2人の男性の援助があったものの、彼女はほとんど独立して作業していた。しかし、ハッシー・メモが書かれた時点では、占領本部のかなり多くの人々が女性の権利政策を取り上げることに同意していたことが示されている。このグループの中心は女性の陸軍中尉エセル・ウィード(Ethel B. Weed)であった。オハイオ州クリーブランドから来た公報専門官ウィードは、1945年10月に日本占領の陸軍女性補助部隊(Women's Army Corps)の最初の一団として日本に来た。そして、日本女性の教育に何らかの形でかかわりたいという関心を表明して、「女性情報官」にすぐ任命された。²¹ 彼女は自分の任務を広く解釈して、次第に日本女性のためのほとんどすべての占領本部の努力にかかわるようになった。その1例を挙げれば、高名な日本人の法学権威は、1946年に、民法の改正についてウィード中尉に相談するよう言われたという。²² 彼女は、連日、東京をはじめ全国各地の訪問先で、日本女性のリーダーと常に接触した。また、女性の支援を戦争協力に使った国家先導の団体組織にかわって、民主主義に基づいた婦人会や組織の成長を促進した。映画やパンフレット等多くの資料を作成し、女性に対する平等な雇用機会の考えを宣伝した。²³ 事実上、占領本部のすべての女性関連政策立案のための議論には、ウィードが参加し、ほとんどの場合、その中心的存在であった。民政局内部で秘密会議で行われた憲法の起草だけが、彼女の参加しなかった会合であった。²⁴

1946年の春までには、ウィードは、任務の関係上、あるいは個人的な興味から、女性の権利政策を強く支持する占領本部のアメリカ人女性による非公式な組織の中心人物

になっていた。中心人物のいく人かはウィードが勤いた「民間情報教育部」にいたが、労働部、経済と科学部、民政部にもおり、女性に関する政策の特定の分野を調査するために日本に短期的に派遣された者もいた。²⁵ これらの女性たちが、この論文の初めに述べた“女性の政策同盟”あるいは“政策下部組織”的アメリカ側グループを構成した。もちろん、自らを何かの「下部組織」のメンバーだと考えた者はほとんどいなかつただろう。彼女たちは、東京の占領本部内組織と日本各地の地方ポストに散らばっていて、グループとして会ったことはなかった。しかし、全員が占領期に女性の権利施策の推進にかかり、他のメンバーや、同じ下部組織の日本側メンバーとひんぱんに相談した。

しかし、占領本部の任務に就いたすべての女性が下部組織の一部であったわけではない。事実、この目的に共感もせず、興味も示さない女性もいた。²⁶ また、この下部組織は男性も排除しなかった。全員が下級官僚からなるこのネットワークのメンバーは、特定の施策について、占領本部幹部の政策決定者の支持を得るために、同格か少し上のレベルの男性官僚とよく同盟を作った。しかし、原則的には、女性による女性のための組織であった。

この下部組織は車輪のように考えられるかもしれない。ウィード中尉を中心に、アメリカ側のグループを構成していた数人の女性がいた。車輪の支え軸は、1945年から52年にわたりウィードの補佐として勤いた6人ほどの日本女性であった。しかし、これらの才能のある若い女性を「補佐」と呼ぶのは、政策の立案と施行の過程での彼女たちの貢献を傷つけることになる。全員が大学を卒業し、当時の日本ではまれな英語力を持っていた。ほとんどがトップの女子大学であった津田塾大学の卒業生で、同窓生の絆で結ばれていた。占領終了後、彼女たちのほとんどが法曹、教育、ジャーナリズム、また官僚組織で卓越した地位を得た事実からも、その知的才能がうかがわれる。彼女たちは、ウィードの秘書としてだけでなく、政策アドバイザーも務め、何度もウィードを訪れ、日本で女性に必要とされていることについて助言した。さらにウィード自身の考える共鳴板ともなった。彼女たちは、政策形成において、また日本政府の承認を取り付ける政治的な過程で、さらに施行において、どの日本女性リーダーの協力を得ればよいかを助言した。敗戦国として軍事的占領下という独特的心理背景にあって、日本人であったがために、アメリカ人に「ウィード・ガール」と呼ばれ、占領本部の政策会議からは排除されていた。しかし、彼女たちの政策についての助言は、ウィードと他のアメリカ人女性役人たちの方向決定の舵取りの役を果たし、その英語力は、日本語を知らないウィードを、車輪の外側—あらゆる階級の日本女性多数の興味と関心を代表した日本女性指導者たち—に連携させる働きをした。²⁷

ウィードが1945年の秋に仕事に着手した時には、彼女はこれらの女性を誰も知ら

なかった。シロタと違って、彼女は、東京に出発する直前にノースウエスタン大学の東アジア研究所で6ヶ月の訓練を受けた以外は、日本について事前にふれることはなく、到着後に、女性の権利のための施策を強く支持する日本女性リーダーを探した。最初に採用したほとんどの者は、1920年代か30年代に婦人参政権運動や他の運動で活動して、占領本部の他の官僚にも知られていた女性たちだった。彼女たちは、1人ずつ、占領本部に出頭した。有名な例では、男爵夫人から社会主義者になり、日本の出産計画運動で果たした役割でよく知られ、戦争中には反戦思想により投獄された加藤シズエがいた。加藤は占領本部に勤めていた日系人によって東京で探し出され、ウィードに会うために軍のジープで連れて来られた。

占領初期にできた日本の最初の女性グループは、東京にいた多くの女性リーダーを含みながら、次第に広がっていった。例えば、女性として初めて弁護士会に認められた久米愛、後に有名な社会党国會議員になった田中寿美子、もう1人の有名な弁護士、渡辺道子、後に婦人少年局長と津田塾大学の学長になった藤田たきなどがいた。ウィードの初期の仕事の1つは、日本女性の間にクラブや組織での生活を育成、促進することだったが、これは女性の多くに組織的な基礎を与えるという結果を生み、何人かの女性は、新しく結成されたグループの会長や委員になった。1946年の初めての国政選挙で、39人の女性（加藤シズエを含む）が選出され、前述したように、すぐに国会内でクラブが結成され、これも“政策下部組織”に含まれた。「市民情報教育部の覚書」が現われた1956年の5月から8月にかけての時期までに、女性のための施策を促進するための非常に大きな下部組織ができていた。ウィードは、女性の権利に関する問題を話し合うために週に数十人以上の女性リーダーと連絡を取っていたようだ。

このグループの女性解放思想（家族と社会における女性にふさわしい役割に対する考え方）は、今日のスタンダードから考えると急進的ではなかった。1940年代においては、「女性解放」という言葉ははやっておらず、まして男性中心の軍部階級組織の中で任に当たっていた女性軍人と文官の間でも一般的な考え方ではなかった。彼らの基本的な考えは、「女性の複数役割論」であった。つまり、成人女性の第1の役割は妻と母親であるが、同時に既婚女性は、市民として、労働者として、地域や社会的なグループに参加できるし、しなければならないと信じていた。そして、そのような参加を可能にするために、保育施設と家事の合理化が早急に導入されるべきだと考えた。この役割論は、米・日の下部組織が共に抱いていたものであるが、今日の高度産業社会の民主主義におけるフェミニストの間で広く受け入れられている急進的で平等な女性の役割観（性に基づいて女性に割り当てられる役割は、出産という生物的役割以外にはないと主張し、家事と育児は、女性の仕事と定義する考えに強く反対する）とは、ほど遠かった。しかし

一方で、彼女たちの考えは、当時の日本で支配的であった「1つの役割論」（女性は、経済的な必要性からやむを得ない場合を除いて、良妻賢母に徹し、他のことに従事すべきではないという考え方）に比べると、かなり進歩的であった。²⁸

女性の権利施策を支持する“政策下部組織”的発達は、占領本部上部の意志決定者の知るところで、実際に完全に認められていた。1946年の秋に、ウィード中尉が戦争省から陸軍の褒勲章リボンを受けた時、彼女は、明らかに、日本女性の組織化を助けた功績を認められたのだった。²⁹ 彼女の主要な仕事は、女性情報担当官として、これらの女性と結び付きを深め、彼女たちを通して働くことだと了解されていたので、彼女のオフィスはGHQにほとんど予算の要らないプログラムとして考えられ、7年間にわたる存在の間、予算を増額するという問題は一度も起きなかった。³⁰ だから、女性の権利の施策を支持して発展した政策下部組織は、占領本部の公的な政策の間接的な産物だったと言えるだろう。しかし、「民間情報教育部の覚書」が指摘しているように、政策下部組織はすぐに独自の道を歩み出した。アメリカ人と日本人のメンバーたちは、占領本部の上部リーダーたちの承諾の範囲を超えた施策を擁護し、女性の権利の改革のために、占領本部内外でロビー活動の準備に携わった。

この政策下部組織の下級官僚は、トップの意志決定者が特に強い意見を持っている事柄（例えば、女性の権利問題）についての議論が自分たちの望む方向に運ぶように舵取りした。上層部は、数カ月前にシロタ起草の女性の権利条項案を大きく修正したように、民間情報教育部の提案を拒否した。労働省内の婦人少年局創設という案を支持することで、より急進的な代替案を眠らせた。上層部の方針が未決定の頃や、あるいは彼らの関心が女性の権利問題より緊急な課題に注がれていた時期には、女性の政策下部組織の提案は、占領本部の政策として簡単に承認された。しかし、本論文で論じたように、下部組織の最初の案が拒否された2例においても、女性のためのより急進的なステップを求める圧力が、占領本部のトップ決定者の政策展望に影響を与えたことは疑いない。男性は、他の占領政策の目標が危うくならない限り、原則的に女性の権利改革を積極的に支持し、当時としては進歩的ではあったが女性政策同盟が支持した改革と比べると稳健に見える政策については、異議なく承認した。

占領本部の官僚組織の内部で、女性の権利改革の政治がどのように行われたかを分析するに当たって、次の基本的な事項を質す必要がある— すなわち、女性政策下部組織の内部でのロビー活動を監視するために、トップの政策決定者はどんな努力をしたのだろうか？ ハッサーの強い言葉で書かれたメモが示しているように、上層の決定者は、「フェミニスト革命」を支持するように部下から突き上げられたと感じた時は、憤りをもって反応した。問題は、その言葉を行動にも表したかどうかである。上層政策決定者

が、時に、女性の政策同盟の活動を抑えるために具体的な行動に出たことには、多くの証拠がある。その時のハッサーの戦略は「分断し統治する」ことであったようだ。最初に彼は、下部組織の首領であるウィードに目をつけ、彼女の忠誠者を監視するために補佐を派遣した。補佐は、「日本女性リーダーが占領政策に反して、労働省婦人局設置の要求を他の無関係の要求に結び付けている」という報道をウィードに示して、彼女がそうさせたのかと問い合わせた。³¹ ウィードは、自分が日本側グループとかかわる中で占領本部政策を無視したとする報告を断固として否定した。彼女は、この文書（彼女は實際にはこれを見ていなかった）に関し、「自分は、このグループ（女性連合）や女性国會議員とのすべての会合において、婦人局設置に関する国会の圧力は、他の事項から切り離されなければならないと強調してきた」と述べた。³² しかしながら、この調査がウィードと彼女の命令下にあった者に圧力をかけたことは確かである。

一方で、ハッサーは日本側グループと個別にかかわった。これは、社会民主党代表の国會議員加藤シズエを先頭に、多くの日本女性リーダーが、婦人局に関する「民間情報教育部の覚書」が提案したよりももっと野心的な組織設置を支持する立場を明らかにしたからだった。1946年の夏には、彼女たちは、婦人局が労働省とか家族省の下ではなく、「独立した内閣の庁」として創設されることが望ましいと表明した。³³ 女性問題を日本政府の最高のレベルに引き上げ、その長に国務大臣の地位を与えるという提案は、占領本部には全く受け入れられないものだった、とハッサー・メモは明らかにしている。ハッサーはメッセージを直接会って伝えた。9月に日本女性リーダーを召喚して、ウィード立ち会いのもとに、彼女たちの計画は「行政的に不適切で、占領本部の許可を得ないだろう」と伝えた。³⁴ この協議で占領本部の上層部たちは、この特定の問題に関しては、女性政策同盟を占領本部の公的な方針に同調させ、同時に、その下部組織の活動を規制しようとした。

以上の研究が示しているように、占領のこの時点まで、女性政策同盟は、占領本部内部の女性の地位改革施策の形成に関する政治過程に、深くかかわっていた。女性同盟は、次に続く政治的段階、すなわち占領本部が婦人局の労働省内設置案を日本政府に提出する段階で、さらに活発に行動した。この件について、占領本部の立場が明らかになるや否や、アメリカ側グループも日本側グループもすばやく行動に取りかかった。社会民主党の女性党員は、9月のハッサーとウィードとの会見に続いて、すぐに占領本部が推す案に対する党の承認を確かなものとした。女性同盟の日本側グループは、自分たちの政党と基盤組織内で、婦人局設置案に対する公的な承認を得たばかりではなく、一般大衆にもその考えを広めた。1946年秋の国会が休会中に、女性の国會議員はその提案のために全国的キャンペーンを繰り広げた。³⁵

1947年の2月に、吉田内閣は、婦人局を含まない労働省設置案を占領本部に提出し、女性問題を扱う行政的組織については全く言及しなかった。³⁶ この時点で、アメリカ側の下部組織は特に活動的になった。占領本部は、すべての段階の議論にかかわったウィードと共に即座に動き、吉田内閣に、このような労働省設置案が受け入れられるためには女性問題に取り組む必要があると伝えた。³⁷ その会合の記録書によると、占領本部との提案に対して、日本政府は次の2つの理由で強固に反対した。「(1) 法令は重要でなく取るに足らない部署を含むべきでない。(2) 他の内閣の省庁から非常に大きい反対があるだろう。³⁸」日本政府の反応が、女性政策下部組織の当初のイニシアティブに対してのハッサー自身の返答に見られた二重性と全く同じであったことは、皮肉である。日本政府は、一方で、ハッサーが「両性の対決」と言及し、初期の提案の深刻さを軽んじたのと同様に、婦人局設置の重要性を軽視した。他方では、ハッサーが認めたように、「重要でなく、取るに足らない部局」を設置するような計画は大きな反対を招き、深刻な政治的結果を及ぼすだろうと考えた。

1947年2月の国会開会から、同年9月の婦人少年局の創設までの道のりは険しかった。日本政府は労働省設置案の新しい修正案を何回か提出したが、そこでは婦人局設置案は削除されるか、短くふれられているだけだった。4月14日に厚生省によって提出された修正案は、厚省内の労働基準局の一部として婦人児童課を設置しようとしたものだったが、占領本部によって、本質的にそのプログラムの地位を低くするとして反対された。³⁹ 6月下旬、最終案が占領本部の承認を得たほんの数週間前になっても、占領本部に提出された日本の草案には、新しい婦人少年局の機能について詳細は述べられていなかった。⁴⁰ 最終的に、占領本部は、その長い過程を通して常に活動していたアメリカ側の政策下部組織と一緒に、日本政府の婦人少年局問題の削除・回避に異議をはさみ、また何が求められているか正確に書き出した示唆を絶え間なく提示することで、婦人少年局設置に関して日本側を根負けさせたようである。その間、ウィードと他のアメリカ人グループは、婦人局設置のために政策決定の舞台の外でロビー活動をしていた日本女性リーダーと定期的に連絡を取っていた。晩春から初夏にかけて、ウィードは婦人局の人事について彼女たちと相談していた。ウィードは、女性が局長として採用されることを確かにし、さらに、最初の局長を推したことによって、多くの日本女性リーダーからその功績を称えられている。⁴¹

下部組織の仕事は婦人少年局の創設で終わったわけではない。婦人少年局は、予算と人事の両面で労働省内での足場を固めるために、新労働省の内部政策の中で、長い骨の折れる闘いに直面した。年度予算ごとに、最初に設置に反対した日本の官僚は、その存在価値を問題にした。⁴² 占領が終わるまで、アメリカ側の下部組織グループは、婦人

少年局を批判者から守るために占領本部の影響力を行使した。それ以後は、その頃までに大きく効果的な女性組織のネットワークに成長していた日本側グループが、自分たちだけでその任務を果たした。今日、婦人少年局が労働省内で重要な部署として存続しているのは、彼女たちの努力によるものである。

軍事占領下における女性の権利のための改革

占領下の日本で、この女性の政策同盟の果たした役割の重要性は、他の国での社会政策改革のプロセスと非常に一致している。ヘクロ (Hecllo) は、イギリスとスウェーデンを研究した結果、これらの国々での社会政策の急進的な実験は、主に政策決定幹部によってではなく、むしろ下級ランクの人 — その分野の専門家であるよりむしろ未経験者 — で、社会政策の諸問題を政策課題として取り上げるトップの人々に接触でき、与えられた分野に個人的興味を持つ人々によって先駆的に行われた、ということを発見した。⁴³ 日本でのパターンは、今日のアメリカでの女性に関する政策決定のパターンとも非常によく似ている。つまり、利害関係グループのリーダーたちとつながりを持つ連邦・州政府の下級および中級女性官僚のネットワークが、変化の中心的擁護者として行動しているのである。⁴⁴ 占領下における女性の権利改革政策で、多分、最も特徴的なことは、政策下部組織の米・日の2カ国的性格と、「内部者」(アメリカ側グループ)が女性のための施策の支持者を外部に創り出すために果たした積極的役割と、そして最終的には、改革者たちのめざましい成功であった。

しかしながら、この急進的な実験がなぜ成功したのか、いまだに不明な点が多い。女性の権利改革のアメリカ人支持者のほとんどは、若くて、官僚政治に未経験であった。例えば、ビータ・シロタは日本国憲法のために女性の権利の条文を起草した時、わずか22歳であった。それに加えて、とりわけ厳しいハイアラーキーの命令機構の中で、すべての女性が下級ランクにあったことは、彼女たちの考えを占領本部の政策として採用させるには、明らかに大きな障害であった。さらに軍事的占領は、誰が考へても、フェミニスト改革のための理想的な孵化器ではなかった。最後に、日本の国自体、占領が始まった時点で、長い性差別の歴史があり、女性の平等や権利の保障は全く欠落していたので、女性の権利改革の実験にふさわしい場所ではなかった。なぜ改革が、このような障害に直面しつつ成功したのか説明するためには、そこで作用したいくつかの特別の要因をよく調べる必要がある。次の4つの説明が考えられる。

第1に、改革者たちは、占領期に現れた民主主義とフェミニズムの特異な思想的な結合を利用した。冒頭で述べたように、自分を全く民主的だと考えている人の多くは、女性の権利のための改革に関しては強固な反対者であり、またこの点において自分たち

の矛盾を指摘されると、ショックを受けるという例が世界中で見られる。しかし、日本では、民主主義とフェミニズムは結合した。占領についての解説者は、占領に従事したアメリカ人は高い理想主義に基づいて働く傾向にあったと、しばしば述べている。彼らの中には、アメリカ本国では、すべての主要な女性の権利施策をめぐって激しい議論が展開され、闘われてきた過去を看過し、アメリカを最も解放された女性の本拠地のように考える強い傾向があった。日本で民主主義を育成したいとする願望は、アメリカ本国内では排除されたかもしれないいくつかの政策（日本共産党の再建や労働運動の後押し等）を採用する素地を作った。女性の権利のための改革も、すべての民主主義国で意見が大きく対立する社会政策の分野であるが、同様な利も受けた。民主的な理想主義に導かれて、占領本部上層の政策決定者たちは、人権問題の継続として女性の地位の向上を考えたのであり、それが提起した論争的な再分配の問題までは考えなかったのだ。

第2は、占領本部の幹部自身が、自分たちの政策がもたらす影響から免れていたことと関係している。歴史的にはおそらく植民地状況においてのみ、政策決定者はそのような免除が与えられただろう。日本社会にとって外部者であった占領本部のアメリカ人男性は、日本における男女間の力のバランスを操作することができたし、日本人男性と違って、自分たちは、改革の結果として、男性の特権を失うという損害を受けないことを知っていた。アメリカ人男性職員に直接に影響した女性政策の場合（例えば、売春統制案）、占領本部幹部たちの間には支持者がいなかったことは、書き留めておくに値するだろう。⁴⁵ このことは、占領本部の政策決定者が、日本の女性の権利改革の影響から免れていたことを、政策決定において意識的に考えていたという意味ではない。しかし、女性の地位向上施策によって、人々の生活がどれほど大きな影響を受けるのかを知るために、他の国々で展開された論争の記録を読む必要がある。女性の親類のために相続権を失うかもしれない男性や、離婚の際に慰謝料か養育費を支払わなければならぬ夫や、女性労働者を昇進昇級しなければならない雇用主や、女性候補のために議席を失うかもしれない政治家が、変化の影響を少しも受けない男性と全く同様に、女性の権利問題を考えられないのは当然である。また、占領本部の幹部は、彼らの政策が及ぼす影響から保護されていただけでなく、政策決定のコストからも免責されていた、ということを付け加えるべきかもしれない。女性解放の問題は大きな争点であるので、政策決定者にとっては、もし敗者側に回れば、経験を損なうことになる可能性が高い。占領本部の幹部は、日本では外国人として、独自の報酬と昇進制度の中で安定しており、そのようなリスクは全くなかった。したがって、女性の権利支持の政策決定者に課される多くの制限は、占領下の状況の中ではなかったと結論できる。

第3に、占領という状況の中でアメリカ人が行使した力の性質が挙げられるが、こ

れは改革に対する日本人官僚の抵抗をどのように克服したのか理解するために重要である。およそ7年間にわたり日本でほとんど絶対的な権威を持って、占領本部は、日本の役人に激しく反対された改革ですら、押し通す力を持っていた。その結果、日本側はどの部分に反対を集中するか選択せざるを得なかった。その意味では、女性の権利の施策が、他の多くの法律や政策と並行して論じられていたことが逆に幸いしたと言える。日本政府の関心事の中では、天皇の権力や日本の将来の軍事能力などが、はるかに重大問題であったからである。しかしながら、女性の権利条項に対する日本政府の反対は非常に堅固だったので、背後に強圧的な力を持つ外国軍隊の存在がなかったならば、その施策を押し通すことができたとは思えない。

最後に、女性の政策同盟の力強さと献身が、急進的な実験が成功した重要な理由である。軍事的占領という状況の中で、米・日の女性間の同盟関係を維持するのは容易ではなかった。両者の政策的見解がいつも一致するわけではなかったし、2つ目のケーススタディーで見たように、時間がたつにつれて、日本女性リーダーの間の政治的イデオロギーの相違から、協力と解放の目標についての合意の形成が難しくなった。アメリカ側では、女性職員は、外部者とのつながりと女性の権利問題へのかかわりが強くなりすぎ、占領本部の幹部から批判やとがめを受けたり、男性同僚から悪意のある冗談のこもった態度で、心理的ないやがらせを受けるなどの危機に面した。占領者と被占領者のうまくいきそうもない同盟をまとめたものは、疑いもなく、それぞれの側がお互いにもたらした報酬だった。占領本部のアメリカ女性の協力で、日本女性は日本史上初めて政策決定過程への意義ある参加の機会を得た。彼女たちは、戦後の政治制度が整えられている時に、リーダーとなり、他の女性の代表となる機会を提供された。占領期に政策下部組織で活動した多くの有名な日本女性の今日の驚くべき個人的成功は、激動の時代に権力の近くにいた利点の証しである。アメリカ側では、その報酬はそれほど明白ではないが、それでもあった。日本で女性の権利のために働くことによって、占領本部の女性職員は、ほとんどすべての重要な地位が男性で占められていた状況の中で、政策決定の重要な役割を果たす機会を得た。今日ですら世界のほとんどの社会で、女性は、政策作成と政治的な意志決定においては、わずかな役割しか果たしていない。したがって、占領本部の女性はまれな機会を手にしたのであった。占領本部のほとんどの官僚の心の中で、民主主義と女性の権利の結合は彼女らの貢献の意義を高め、その結果彼女たちの存在はさらに認められた。そして最後に、女性として、占領本部の男性と共に、平和でより公正な世界を希求し、その中の日本女性の生活の青写真を描いたことは、女性として、彼女たちにとってどんな意味があったのか推測するのみである。

Notes

1. Kawai Kazuo, *Japan's American Interlude*, Chicago: University of Chicago Press, 1960.
2. Edmund Dahlstrom, *The Changing Role of Men and Women*, trans. Gunilla Steven Anderman, Boston: Beacon Press, 1962.
3. Susan J. Pharr, "A Radical U.S. Experiment: Women's Rights Laws and the Occupation of Japan," in L.H. Redford, ed., *The Occupation of Japan: Impact of Legal Reform*, Norfork, Va.: The MacArthur Memorial, 1978, pp. 124-151.
4. Arnold J. Zurcher, *Constitutions and Constitutional Trends Since World War II*, New York: New York University Press, 1951.
5. National Records Center, Record Group 331, Constitution File, Boxes 2085-2088, SCAP, Government Section, Memorandum on composition of constitutional drafting committees, about February 4, 1946.
6. Interview with Beate Sirota Gordon, March 22, 1977, New York City.
7. Data for this section on Beate Sirota are from my March 22, 1977, interview with her.
8. SCAP, Government Section, "Preliminary Government Section Conferences on Preparation of Draft Constitution," section headed "Meeting of the Steering Committee with Committee on Civil Rights, February 9, 1946," pp. 9-12. National Record Center, Record Group 331, Japanese Constitution File.
9. SCAP, Government Section, "Preliminary Government Section Conferences on Preparation of Draft Constitution," section headed "Meeting of the Steering Committee with Committee on Civil Rights, February 9, 1946," pp. 9-12. National Records Center, Record Group 331, Japanese Constitution File.
10. Ibid. This and other quotations in paragraph are from page 12.
11. Ibid.
12. The Japanese drafts are found in the Papers of Alfred R. Hussey, Jr., Asia Library, University of Michigan, Microfilm Reel 5.
13. Ibid., Document No. 26-C-16, p. 6. Draft dated March 4, 1946.
14. Ibid., Document No. 28-B-5, p. 4. Undated draft submitted before April 8, 1946.
15. Ibid., pp. 7-8. Underlined passages indicate wording added by the Japanese that altered the original intent of the article.
16. See Takayanagi, Ôtomo, and Tanaka, *Nihonkoku kempō seitei no katei*, pp. xxiii-xxxii.
17. Minutes of the Subcommittee on the Bill for Revision of the Imperial Constitution, House of Representatives of the Japanese Diet, July 19, 1946 (official English translation), pp. 54-55. National Records Center, Record Group 331, Japanese Constitution File.
18. Interview with Beate Sirota Gordon, March 22, 1977, New York City.
19. Interview with Kato Shidzue, March 23, 1978, Tokyo.
20. Morosawa Yôko, *Onna no senzenshi* [A history of women in the prewar period] (Tokyo: Miraisha, 1975), pp. 58-66.
21. Data on Ethel B. Weed, now deceased, are from her private papers, which were graciously made available to me in June 1977 by her cousin Thelma Ziemer, New Town, Connecticut.
22. Interview with Kawashima Takeyoshi, March 18, 1978, Tokyo.
23. These fascinating materials are found in the National Records Center, Record Group 331, Women's Affairs Activity File.
24. Interview with Beate Sirota Gordon, March 22, 1977, New York City.
25. In Tokyo, the group appears to have included, at a minimum, Golda Stander of Labor Division; Margaret Stone of Economic and Scientific Section; Beate Sirota of Government Section; Doris Cochrane, a U.S. State Department liaison officer who for a time served as a women's affairs consultant in GHQ; and Lulu Holmes, Jean Pauline Smith, Elizabeth Spence, Esther Waddell, and Maryellen Glerum, all of CI&E.
26. This was confirmed in interviews in Washington, D. C., held December 7-9, 1977, with Elizabeth Jorwick, Frances Foote, and Eleanor Hadley, all of whom served with the Occupation but were outside the subsystem.
27. Interviews in Tokyo with Ito Kazuko, March 10, 1978; Kobayashi Kazuko, March 9, 1978; Kawashima Toshiko, March 15, 1978; and Utsumi Yoshiko, March 20, 1978. All four of these women served as Ethel Weed's assistants.
28. Susan J. Pharr, "The Japanese Woman: Evolving Views of Life and Role," in Lewis Austin, ed., *Japan: The Paradox of Progress* (New Haven: Yale University Press, 1976), pp. 303-304.
29. *Cleveland Plain Dealer*, "Cleveland Wac Cited for Help to Jap Women," 1947 (otherwise undated), in Papers of Ethel B. Weed.

30. Interview with Don Brown (who served as Chief of Information Section, CI&E, during the Occupation), in Tokyo, April 6, 1978. The costs of making films and displays came out of the budgets of the operational branches (e.g., the Motion Picture Branch in the case of films on women). The salaries of the Japanese assistants, like those of all Japanese nationals working for the Occupation, were paid by the Japanese government.
31. SCAP, Government Section, Memo from Ruth Ellerman to Alfred R. Hussey, dated August 20, 1948, Papers of Alfred R. Hussey, Asia Library, University of Michigan.
32. Ibid.
33. SCAP, Government Section, Memorandum for the Record by Ruth Ellerman, dated September 30, 1946, entitled "Conference with Labor Division and members of the Social Democratic Party relative to establishment of a Labor Ministry," Papers of Alfred R. Hussey, Asia Library, University of Michigan.
34. Ibid.
35. Copy of letter from Ethel B. Weed to Frieda S. Miller, Director, Women's Bureau, U.S. Department of Labor, December 2, 1946, Papers of Ethel B. Weed.
36. "First Draft of Proposed Ministry of Labor," submitted by the Yoshida Cabinet to the Government Section, SCAP, February [5], 1947, National Records Center, Record Group 331, Women's Affairs Activity File.
37. SCAP, Government Section, Memorandum for Record from Ruth Ellerman, dated February 5, 1947, Papers of Alfred R. Hussey, Asia Library, University of Michigan.
38. SCAP, Government Section, Memorandum for Record from Alfred R. Hussey, dated February 12, 1947, Papers of Alfred R. Hussey, Asia Library, University of Michigan.
39. SCAP, Labor Division, Memorandum for Record by P. L. Stanchfield, Acting Chief, Labor Division, dated April 16, 1947, Document No. 61-A-25, Papers of Alfred R. Hussey, Asia Library, University of Michigan.
40. SCAP, Labor Division, Memorandum for Record from James Killen, Chief, Labor Division, dated June 23, 1947, entitled "Functions and Organization of Proposed Labor Ministry," Papers of Alfred R. Hussey, Asia Library, University of Michigan.
41. This is verified by Kawashima Toshiko, who was serving as Ethel Weed's assistant during the period when the appointment was made. (Interview with Kawashima Toshiko, March 15, 1978, Tokyo.) The appointment of Yamakawa Kikue, a noted Marxist, as first head of the Women's and Minors' Bureau, surprised many people at the time. Mrs. Yamakawa herself appears to credit Kato Shidzue with having had a hand in her appointment. Yoda Seiichi, Sakai Harumi, and Shigeto Miyako, "Yamakawa Kikue and the Founding of the Women's and Minors' Bureau, Ministry of Labor," in *Journal of Tokyo College of Economics*, no. 92 (September 1975).
42. Yamakawa Kikue, "Otoko no kuni Nihon" [Japan, a man's country], *Fujin to nenshosa*, Special Anniversary Issue, no. 42 (1977), p. 15; also, interview with Tanino Setsuko, formerly head of the Women's and Minors' Bureau, March 10, 1978, Tokyo.
43. Hugh Hecler, *Modern Social Politics in Britain and Sweden* (New Haven: Yale University Press, 1974), pp. 308-311.
44. Freeman, *The Politics of Women's Liberation*, pp. 221-229.
45. According to one distinguished woman leader, those Japanese women involved in lobbying at GHQ for prostitution-control measures during the Occupation period ran up against a wall of silence on the subject. Interview with Tanaka Sumiko, Member, House of Councillors, Tokyo, March 16, 1978.